

岩手県監査委員告示第41号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年12月5日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県警察本部

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成29年7月20日及び同月21日

(2) 本監査実施日 平成29年8月29日

3 監査結果の公表の日 平成29年9月29日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>(1) 予算の繰越しに当たり、翌年度への繰越しの額が適当なものが1件、4,149,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(2) 県営建設工事の契約に当たり、契約保証金を免除することができないにもかかわらず、免除しているものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>(1) 予算の繰越しについては、平成28年度から担当係において新たに予算額整理表を作成して各事業ごとの予算及び進捗管理を実施し、適正な事務の執行に努めている。</p> <p>(2) 県営建設工事の契約における契約の保証については、会計規則の教養を所属職員に実施するとともに、決裁時にチェックシートによる確認を確実に実施するよう事務担当者に徹底し、適正な事務の執行に努めることとした。</p>